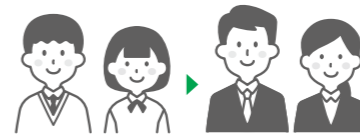




4月から  
成年年齢引き下げ



# 18歳から大人に

※JA丹波ささやまの新入職員の皆さんに新社会人として、大人への意気込みを書いていただきました。(撮影のため、マスクを外しています)

4月から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。18歳でどんなことができるようになり、何に気を付ける必要があるのでしょうか。今回は、注意点などをお知らせします。

## 民法上の成年年齢とは

民法が定める成年年齢には、①一人で有効な契約をすることができ、②親権に服さなくなる年齢という意味と、③未成年者が契約を締結するには父母の同意が必要であり、同意なくして締結した契約は、後から取り消すことができます。また、父母は未成年者の監護および教育をする義務があります。

## なぜ今、18歳にするの？

約140年間、日本での成年年齢は民法により20歳と定められていました。しかし近年、若者の社会参加を促すため、選挙権年齢や国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなどの政策が進められてきました。こうした流れを受けて民法が改正され、4月1日から成年年齢が18歳に変わります。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流だそうです。

## 若者の未来の可能性を広げる

大人になると責任は増え、自覚を持って行動しなければいけません。自分の意思でも確実に増え、自分の足で未来をつくっていくことができます。

## 「成年年齢の引き下げ」で変わることをと変わらないこと

- 18歳(成年)になったらできること**
- ◆親の同意なしで契約する
    - ・携帯電話の契約を行う
    - ・ローンを組む
    - ・クレジットカードをつくる など
  - ◆10年有効のパスポートを取得する
  - ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
  - ◆女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳となる

- 20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)**
- ◆飲酒をする
  - ◆喫煙をする
  - ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
  - ◆養子を迎える
  - ◆大型・中型自動車運転免許を取得する

社会人や大学生・専門学校生の皆さんに大人になったときの期待や不安、また、親として思うことを聞きました。

### 夢に向かって！



川端心太郎さん (18歳)

春から専門学校生として新生活が始まります。はめを外さず限られたルールの中で、まずは自分に見合った生活を心掛けたいと思っています。また新しい学びや新しい出会いを通して、夢に向かって楽しく頑張りたいと思います。

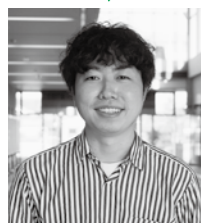
### 自立とチャレンジ！



西尾玲奈さん (20歳・大学生)

1月に成人式を終え、大人として自覚と責任感を持ち、自立した生活を心掛けています。また、大学生として、今しかできないことに、たくさんチャレンジして、限られた時間を有意義に過ごし、夢への可能性を広げていきたいと思っています。

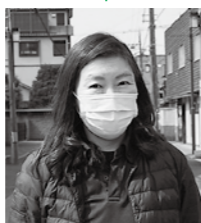
### 「信用」を得る！



澁谷晃平さん (26歳・会社員)

社会に出て何よりも「信用を得る」ということは難しく大事なことだと実感しています。これからも「信用」を大切に、様々な経験を生かしながら、信頼される人になり、仕事も生活も楽しく頑張っていきたいと思っています。

### 親として、大人として！



山本優子さん (18歳の母)

母として思うことは、まずは自分の責任のとれる行動をとってほしいということ。日常のコミュニケーションを大切に自立を見守りたいと思います。また私自身も大人として、詐欺やトラブルに気を付けて、知識身に付けていきたいと思っています。



## 成年年齢引き下げを狙ったこんなトラブルにご注意！

- 1. 定期購入**  
[事例] 動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4カ月分まとめて4万円の請求があった。  
**注意！** 契約内容をしっかり確認しましょう！
- 2. 美容医療**  
[事例] 美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。  
**注意！** 効果だけでなく、リスクや副作用などについても確認しましょう！

- 3. もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)**  
[事例] 先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。  
**注意！** あやしい話は、はっきり断りましょう！

**契約や買い物はしっかり考えてからにしましょう！**

## ～消費者トラブルで困ったときは～

契約によっては、取り消しや解約ができる場合があります。契約後でも、疑問に思ったり、困ったり、不安に感じたりしたときは、一人で抱え込まず、早めに消費生活センターに相談しましょう。

- 消費者ホットライン ☎188 (いやや)
- 丹波篠山市消費生活相談センター ☎552-1186

■政府広報オンライン/成年年齢引き下げ



リポーター 畑弘恵さん

**大人になったら自己責任**  
ネット社会になり、時代は加速的に変化しています。時代に取り残されないように、正しい情報や知識を得て、正しい判断力をもっていたいと思います。